



日田市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：財政課、建築住宅課

令和7年10月6日

日田市監査委員	小ケ内 聡行
同	梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和 7 年度 定期 監査 結果 報告 書

- 1 監査の対象 財政課、建築住宅課
- 2 監査の期間 令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 10 月 2 日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和 7 年度監査等業務実施要綱第 3 条の規定により、令和 6 年度における財政課、建築住宅課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和 6 年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されている。

なお、口頭で指摘した事項については検討・改善を図られ、今後も引き続き適正な事務処理に努めるよう要望するものである。